

第2章 目標



本章では、計画で目指す将来像、施策の柱など、計画の基本的な考え方を示します。

1 目指す将来像と6つの施策の柱

(1) 目指す将来像

持続的発展が可能な豊かで美しい山形県

～ みんなで創る グリーンやまがた ～

- ・ 環境基本条例においては、環境が人間のみならずあらゆる生命の母体であり、かつ、限りあるものであることを深く認識し、「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」の構築を目指し、県民、事業者及び行政が相互に協力し合い、環境の保全及び創造に関する取組みを進めることを宣言しています。
- ・ 豊かな環境は、私たち県民に健康で文化的な生活や、心の安らぎと郷土愛を育むことをもたらすだけでなく、観光や移住など外からの活力を取り込むことにもつながります。
- ・ 環境の保全及び創造の取組みは、経済成長や賃金など、目に見える価値と、生存や人と動物との共生、生きがい、幸福感などの目に見えない価値の両方を生み出します。私たちは両者を両立させ大切にし、環境と経済が好循環する“グリーンやまがた”を創っていく必要があります。
- ・ そして、現在及び将来の県民一人ひとりのウェルビーイング⁵の実現に向け、私たちみんなでこの豊かな環境を守り、育て、次世代に継承していかなければなりません。

(2) 計画のテーマ

- ・ 2020（令和2）年、地球温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」の本格運用が開始される中、本県では、8月6日に「ゼロカーボン⁶やまがた^{ニ-ゼロゴ-ゼロ}2050」を宣言し、新たなチャレンジの第一歩を踏み出しました。
- ・ 政府も同年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会を目指す」と表明し、取組みを加速させています。
- ・ いよいよ世界と日本、政府と地方が一丸となって、脱炭素に向けて本気で動き出しました。ここ数年が、脱炭素化に向けて、社会、経済の仕組みが大きく変わるターニングポイントになると言っても過言ではありません。

⁵ 身体的、精神的に健康であることだけでなく、社会的にも満たされた状態をいい、生きがいや人生の意義などの幸福を含む概念のこと。広くは、一人ひとりが幸福や生きがいを感じるとともに、周囲や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

⁶ 二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量とが均衡している状態。

- ・ そこで、本計画のテーマを

2050年カーボンニュートラル⁷実現へのチャレンジ

とし、県民の英知を結集して脱炭素社会の構築に向けて果敢に挑戦していきます。

【コラム】「^{ニ-ゼロゴ-ゼロ}ゼロカーボンやまがた2050」宣言

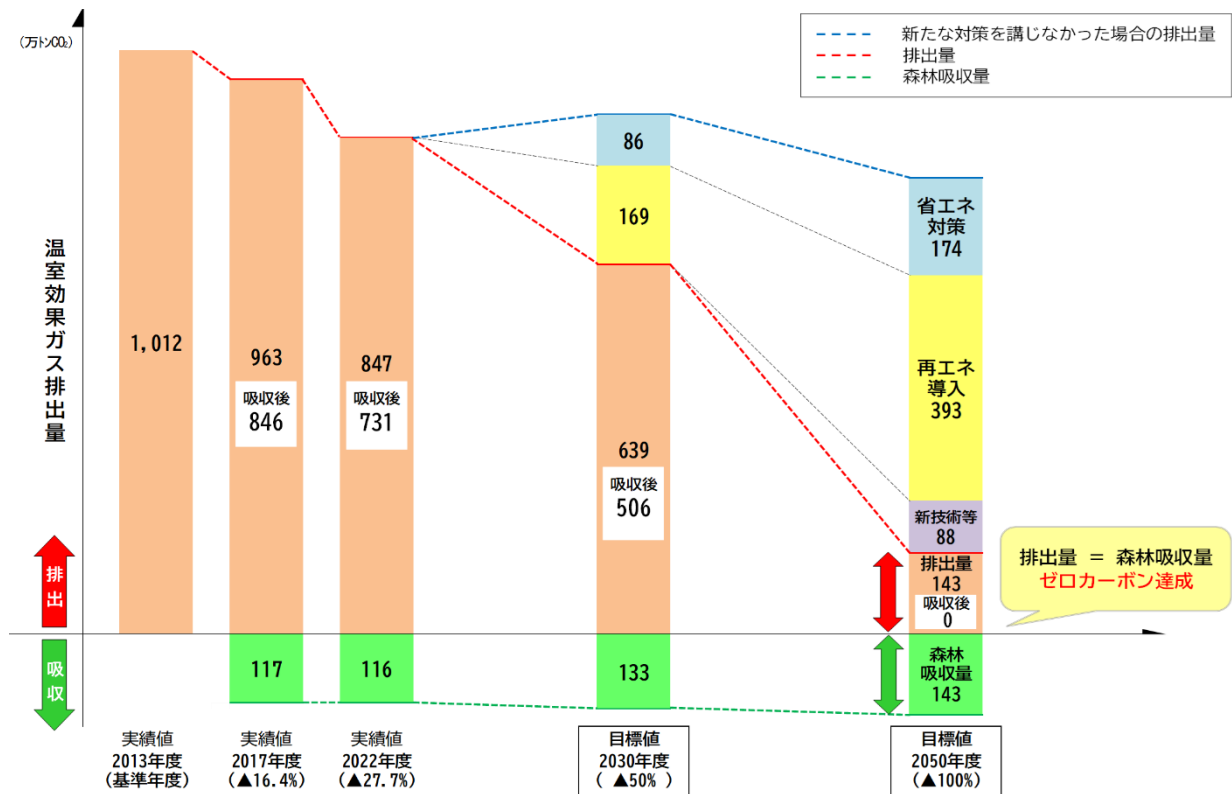
令和2年8月6日に開催された全国知事会「第1回ゼロカーボン社会構築プロジェクトチーム会議」において、本県は、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「^{ニ-ゼロゴ-ゼロ}ゼロカーボンやまがた2050宣言」を行いました。

令和2年7月豪雨により、本県でも県土を縦断する最上川が氾濫し、広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。地球温暖化の進行に伴い、短時間の降水量が増加し豪雨災害のリスクが更に高まることが予想され、気候変動対策は待ったなしの状況です。

宣言を通して、山形県は、気候変動の危機感を県民の皆さんと共有し、国際社会の一員として、山形からパリ協定の目標達成に貢献するため、しっかりと取り組んでいきます。



ゼロカーボンやまがた^{ニ-ゼロゴ-ゼロ}2050 達成イメージ



※数値はR3.3月時点での試算です。

※吸収量と排出量には年次変動があります。

※排出量の比較に当たっては、「基準年度の排出量」と「森林吸収後の排出量」を比較する方式を採用しています。

⁷ 二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量とが均衡している状態。

(3) 6つの施策の柱

- ・ 「目指す将来像」の実現に向けて、本計画では次の6つの施策の柱のもと、取組みを進めていきます。
- ・ 持続可能な社会を創り、けん引していく「人づくり」が全ての基盤であるとの考えに基づき、施策の柱1「持続可能な社会をけん引する人づくりと県民総ぐるみによる運動の展開」を、全体に共通する施策として位置付けます。10年後、30年後の社会を中心になって担う現在の若者世代はじめ、あらゆる世代・あらゆる主体の意識を醸成するとともに、協働の輪を広げていきます。
- ・ 6つの施策の柱は相互に関連しています。施策の柱1から柱6までのそれぞれの取組みを着実に推進することにより、脱炭素社会の構築、ひいては、「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」の構築を目指します。

〈6つの施策の柱〉

施策の柱1	<p>持続可能な社会をけん引する人づくりと県民総ぐるみによる運動の展開</p> <p>県民一人ひとりが環境問題を「自分ごと」として捉えられるよう、意識改革・行動変容を促す県民総ぐるみの新たな県民運動を展開します。</p>
施策の柱2	<p>気候変動対策による環境と成長の好循環（グリーン成長）の実現</p> <p>温室効果ガスの排出削減対策と森林整備による吸収源対策の総合的な気候変動対策に取り組み、グリーン成長の実現を目指します。</p>
施策の柱3	<p>再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化</p> <p>自然環境や景観、地域の歴史・文化等との調和や地域との協調のもと、再生可能エネルギーの活用による産業振興と地域課題の解決を図ります。</p>
施策の柱4	<p>3Rの推進による循環型社会の構築</p> <p>県民、事業者、行政等の協働による3Rを推進し、県内におけるごみの発生量の最小化と資源循環を進めます。</p>
施策の柱5	<p>生物多様性を守り、活かす自然共生社会の構築</p> <p>生物多様性がもたらす豊かな恵みを享受するとともに、本県ならではの環境資産を活用した取組みにより地域の活性化を図ります。</p>
施策の柱6	<p>良好な大気・水環境の確保と次世代への継承</p> <p>県民が健康な生活を送ることができるよう、大気や水などの生活環境を保全し、良好な状態で次世代に引き継ぎます。</p>

2 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用した計画の推進

- 本計画では、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の連鎖性に着目し、環境課題に対する施策の方向性を示します。
- また、本県の自然やエネルギー、文化、風土、組織、コミュニティなどの様々な地域資源を活用し、県民の安全で豊かな暮らしを実現する自立・分散型の地域社会（本県ならではの「地域循環共生圏」）を構築していきます。
- 計画の推進にあたっては、県民、事業者、行政など様々な主体の参画と連携を重視します。

(1) SDGsとは

- ・ 2015（平成27）年9月に「国連持続可能な開発サミット」において採択されたSDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題の統合的解決を目指す全世界の共通目標であり、2030（令和12）年を目標年として17のゴールと169のターゲットを掲げています。
- ・ 特に環境と関わりが深いゴールは、「6（水・衛生）」、「7（エネルギー）」、「12（持続可能な消費と生産）」、「13（気候変動）」、「14（海洋・海洋資源）」、「15（陸域生態系・生物多様性）」ですが、その他のゴールも環境との関わりが見られます。SDGsは、それぞれのゴール・ターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決すること、一つの行動によって複数の利益を生み出すことを目指しています。
- ・ 事業の方法によっては、ある項目で効果があっても他の項目にマイナスの影響を与えてしまうことがあります。そのため、SDGsの達成のためには、目標間の関係性に留意することが重要です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国連広報センター

- ・ また、SDGsを掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、あらゆるステークホルダー（主体）が参画する「全員参加型」のパートナーシップの促進を宣言するとともに、SDGsの達成には、あるべき将来像から逆算して現在すべきことを考える「バックキャストिंग」の考え方を採用しています。
- ・ 今や、政府だけでなく、自治体や企業など様々な組織、団体がSDGsを導入、推進しており、本県においても積極的に取り組んでいく必要があります。
- ・ 2025（令和7）年7月に国連が発表した「持続可能な開発目標報告書2025」では、気候変動により、2024年の世界の平均気温が産業革命以前の水準と比べて1.55℃上昇し、観測史上最も暑い年となったこと等を報告するとともに、行動を起こすよう呼びかけています。

（2）地域循環共生圏（ローカルSDGs）とは

- ・ 相互に関連する複数の目標を統合的に解決する、あるいは、環境を基盤に持続可能な社会・経済活動を統合的に築くというSDGsの考え方は、環境問題のみならず地域課題の包括的な解決にも貢献する考え方です。
- ・ 政府の「第五次環境基本計画」（2018（平成30）年4月策定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を提唱しています。これは、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域や都市と地域資源を補完し支え合う仕組みづくりを推進するというものです。
- ・ その後の「第六次環境基本計画」（2024（令和6）年5月策定）では、「地域循環共生圏」の構築による「新たな成長」の実践・実装を政策展開に掲げております。
- ・ 地域においてもSDGsの考え方を取り入れながら、優れた地域資源を活用し、地域の課題解決に取り組むことにより、環境と経済が好循環し、人々が安全で豊かな暮らしを実現できるような地域社会づくりを進めることが可能となります。
- ・ これは、環境基本条例において目指す将来像として掲げている「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」を構築することにほかなりません。

ライフスタイルイノベーションが促す地域循環共生圏（衣食住編）



出典：令和2年版環境白書（環境省）



【コラム】環境保全とウェルビーイング



ウェルビーイングとは、身体的、精神的に健康であることだけでなく、社会的にも満たされた状態をいい、生きがいや人生の意義などの幸福を含む概念のことです。個人一人ひとりが幸福や生きがいを感じるとともに、周囲や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態を目指す考え方もあります。

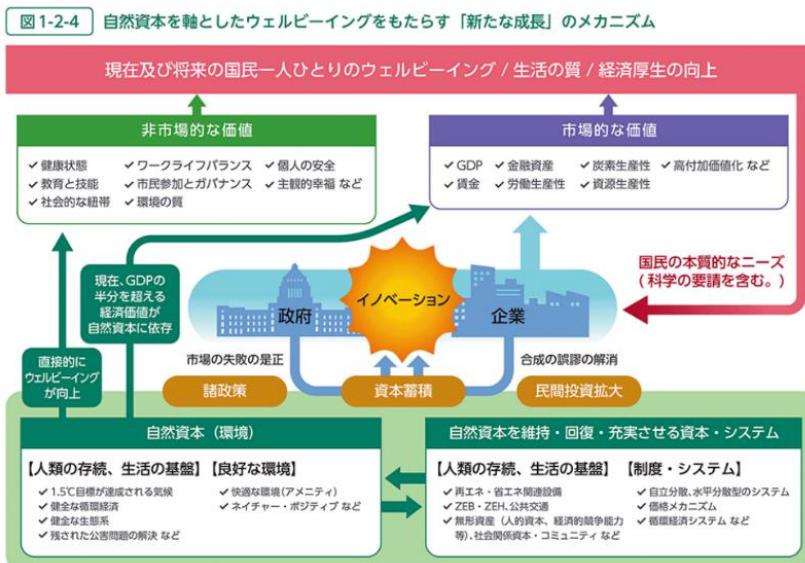
国では、第六次環境基本計画において、気候変動、生物多様性の損失及び汚染（プラスチックごみ、有害物質など）という3つの地球規模の環境の危機を克服するため、経済社会システムの変革等が必要であるとしています。そのうえで、最上位の目的に「環境の保全を通じた、現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」を掲げ、環境政策を起点に経済・社会的な課題を統合的に改善していくこととしております。

本県においても、県民一人ひとりが心身ともに健康であることはもちろん、地域全体として幸せや豊かさを感じられる社会の実現に向けて、本計画の将来像に、現在及び将来の県民一人ひとりのウェルビーイングの実現を目指していく方針を示しております。これは、山形県環境基本条例第1条の目的「環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」の趣旨に沿うものです。

具体的な施策の一例として、ZEB[※]など省エネ性能が高く再生可能エネルギー設備を備えた建物は、快適で健康的な居住環境を提供するだけでなく、温室効果ガスの排出削減や、化石燃料依存の低減、災害時の電力供給にも役立ちます。このような取組みを推進することは、県民のウェルビーイングの向上にもつながります。

また、令和7年度県政アンケート調査では、「山形県が他県に誇れる良さ」と「あなた自身もその良さを享受（実感）しているもの」のいずれにおいても「自然環境の良さ」が第1位となりました。この豊かな自然をはじめとする山形の魅力を守り、活かしながら、より多くの県民がウェルビーイングを実感できるよう今後も各種施策を展開してまいります。

※ ZEB: Net Zero Energy Buildingの略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のこと。



出典：環境・循環型社会・生物多様性白書（令和6年版），環境省